カヤネズミの環境保全措置について

1 動物及び植物の環境保全措置の基本的な考え方

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書において、「地形改変並びに造成地及び工作物の存在」の影響により、生息・生育環境の変化があると予測された動物28種及び植物12種(以下「対象種」とする。)について、14種類の環境保全措置を実施することとしている。

環境保全措置の基本的な考え方は、以下のとおりである。

<動物及び植物の環境保全措置の基本的な考え方>

対象種の生息・生育環境の変化を低減するため、改変区域の個体保全ではなく、残置森林等において、生息・生育分布が拡大し、生息・生育数が増えるよう、生息・生育環境の創出・向上を図る。

生息・生育環境の創出・向上にあたっては、従来の里山に在った環境を創出・向上することとし、対象種の自然分散(移動や拡散など)に配慮し、既確認地点周辺等において、現況の地 形及び植生等を考慮して適地を選定する。

また、改変区域の個体の移植は、移植先の撹乱も考慮し原則として行わないとともに、残置森林等への自然分散を促進するため、できる限り早期に環境保全措置を開始する。

さらに、新たな取組として実施する森林・谷津田(里山)の保全・維持管理との整合を図る。 なお、環境保全措置の実施後に、事後調査を実施し、必要に応じ措置を講じるなど順応的管理を行う。

2 動物及び植物の環境保全措置の実施地区・実施場所

(1)基本方針

環境保全措置の基本的な考え方を踏まえ、まず、対象種の全体的な分布状況及び現況の地 形及び植生等を考慮し、環境保全措置の実施地区を抽出し、次に、各対象種の生態を考慮し、 抽出した実施地区において、14種類の環境保全措置の実施場所を選定する。

また、実施地区は、多様な環境がありまとまった生息・生育環境となるよう、流域単位を基本として抽出する。

なお、実施地区の抽出結果、全対象種に対して環境保全措置が網羅されているかや、各対象種の生態的特性(移動能力、分散能力等)などを検証し、必要に応じて、個別に実施場所を選定する。

(2)実施地区

実施地区は、図1に示す10箇所とする。

3 動物及び植物の環境保全措置の実施時期

(1)基本方針

環境保全措置の基本的な考え方を踏まえ、改変区域でのみ確認されている対象種の環境保全措置は、生息・生育環境の改変前に実施することとし、その他の対象種の環境保全措置は、 残置森林等への自然分散等を促進するため、できる限り早期に開始し、各工区の用地造成工事期間までに環境保全措置を実施する。

また、環境保全措置を効果的に実施するため、まず、上記を考慮し、実施地区毎に環境保全措置の実施時期を設定し、次に、各実施地区における14種類の環境保全措置の実施時期を設定する。

なお、環境保全措置の効果を適切に把握するため、事後調査も実施地区単位で、3 工区による工程を考慮して実施する。

(2)実施地区毎の環境保全措置の実施時期

中工区の実施地区3,4は用地造成工事が終了する5年目までに、東工区の実地地区6,7,8,9,10は用地造成工事が終了する6年目までに、西工区の実施地区1,2,5は 用地造成工事が終了する8年目までに実施する。

また、改変区域でのみ確認されたオオカモドキサシガメ及びヒルムシロの環境保全措置は、 生息・生育環境の改変前に実施する。

4 カヤネズミの環境保全措置

カヤネズミの環境保全措置は、高茎草地環境の創出・向上を図ることとしている。

カヤネズミは実施地区の2,6,8,9で確認されているとともに、実施地区7は、未耕作 水田や水田の畦などに草地が分布している。

このため、カヤネズミの環境保全措置の実施地区は2,6,7,8,9番で実施する。 ここでは、実施地区8を例に、実施場所を図2に示す。

実施地区 8 は、耕作水田が広く分布しているとともに、未耕作水田や水田の畦には草地も分布している。(植生図では、36水田雑草群落が広く分布し、37水田雑草群落(休耕田)や11メルガヤ-ススキ群集も分布)また、環境学習施設にも近く、様々な環境保全措置を実施することとしている。

カヤネズミの環境保全措置の高茎草地環境については、既確認地点周辺においてススキ等を利用した場を整備するとともに、北側の未耕作水田を高茎の草地で遷移を維持するなど、より多くのカヤネズミの生息が期待できる高茎草地環境を創出・向上する。

また、用地造成工事の実施にあたっては、各工区内で段階的に施工を行い、非改変区域との連続を確保しながら、改変区域の未改変部分が島状に残らないように改変区域を少しずつ拡大することにより、カヤネズミを始め生息している動物が非改変区域へ逃避ができるように配慮する。